

令和3年11月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

令和3年11月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 令和3年11月9日（火）午前10時
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（11人）

丸山久志	委員長
小松原一哉	副委員長
中村正臣	委員
横須賀生也	委員
宇佐美まり	委員
増田貴	委員
篠田久和	委員
秋月新治	委員
池田輝彦	委員
岡本里美	委員
坂本優子	委員
関谷智子	議長（オブザーバー）

説明のため出席した者

野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
橋本哲也	総務課長
別所尚紀	エコポート長谷山所長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
田中亮	施設部理事付施設整備担当課長
角田賢祐	クリーン21長谷山副所長
清水信宏	施設部理事付施設整備担当課長補佐

事務局

親見善人 議会事務局長

議題

- 1 新庁舎建設基本・実施設計業務の進捗状況について
- 2 ボトルt oボトルリサイクル事業の実施について
- 3 クリーン21長谷山長寿命化事業等について

4 ごみ焼却施設（クリーン21長谷山）の排ガス中の水銀濃度測定結果について

午前9時57分開会

○丸山久志委員長 皆さん、おはようございます。本日は何かとお忙しい中、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、関谷議長並びに委員各位におかれましてはご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

ただ今の出席委員数は11名全員であります。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申入れがございますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

関谷議長におかれましては、ご多忙の中、ご臨席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しましてご理解とご指導をいただいております。重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告いたしたく存じておりますのは、新庁舎建設基本・実施設計業務の進捗状況について、ボトルネック・ボトルリサイクル事業の実施について、クリーン21長谷山長寿命化事業等について、ごみ焼却施設（クリーン21長谷山）の排ガス中の水銀濃度測定結果についての4点でございます。

それでは、委員会資料に沿って担当からご報告をさせていただきますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○丸山久志委員長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入りたいと思います。

飛沫対策として、当局の説明、質疑応答につきましては、着席にてお願いをいたします。

1点目の新庁舎建設基本・実施設計業務の進捗状況についての説明を求めます。

川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 それでは、新庁舎建設基本・実施設計業務の進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料の説明に入ります前に、資料には記載はございませんが、これまでの取組につきまして簡単に説明をさせていただきます。

新庁舎建設事業は、現庁舎の老朽化や工場各施設の分散立地などの課題を解消するとともに、将来の災害対応能力などの機能強化を図るため、令和2年3月に新庁舎建設基本計画を策定し、この計画に基づき新庁舎建設事業を実施しています。新庁舎にはエコ・ポート長谷山のリサイクル工房機能を移転し、環境学習という新たな視点で今後の環境啓発活動に取り組むことといたしております。

それでは、資料に基づき、ご説明をさせていただきます。資料は、新庁舎建設基本・実施設計業務の進捗状況についてというA4の資料と、A3判のカラー4枚ものの資料をご準備させていただいておりますので、そちらの方をお願いいたします。

まず、A4の資料でございます。

1、新庁舎建設に関する設計業務の委託契約ですが、新庁舎建設に向けて、建物や外構等に関する新庁舎建設基本・実施設計業務について、プロポーザル方式を採用し、資料1ページの1の表のとおり契約を締結いたしました。6月29日に契約を締結し、契約期間は同29日から令和4年2月末日までとなっております。契約の相手方は株式会社大建設大阪事務所、契約金額は3,630万円でございます。受注者の実績は、府内ですと井手町に新設される特別支援学校や京都府保健環境研究所、環境整備施設ですと神戸市港島クリーンセンターや門真市リサイクルプラザなどの実績を有しております。

続きまして、2、設計業務の進捗状況ですが、受注者と契約後、新庁舎建設基本計画に基づき設計条件の整理を行った後、基本設計に着手し、工房・環境学習に関する学識経験者の技術助言や職員の意見を取り入れながら配置計画及び平面計画を確定いたしました。現在は配置計画及び平面計画に応じた設備計画の検討などを行っております。今後、基本設計を取りまとめ、実施設計に着手することといたしております。

申し訳ございません。お手元A3カラーの資料をお願いいたします。A3カラー資料の1枚目が配置図（案）、2枚目が1階平面図（案）、3枚目が2階平面図（案）、4枚目がイメージ図（案）となっております。

1枚目の配置図（案）をご覧ください。基本計画策定時点では新庁舎とクリーンパーク折居を地上接続と計画しておりましたが、法規制があり、クリーンパーク折居と一体の建物とする必要が生じたため、新庁舎2階からの接続に変更いたしております。

2枚目の1階平面図（案）をお願いいたします。1階は主にガラス工房や衣服工房などを体験できる研修コーナー、衣服譲渡などを行うリユースコーナーなど、リサイクル工房ゾーンとして計画いたしております。

次に、3枚目の2階平面図（案）をお願いいたします。2階は執務ゾーン及び会議室ゾーンから成る管理棟として計画いたしております。

次に、4枚目、イメージ図（案）をお願いいたします。山城運動公園、太陽が丘側から見た透視図となっております。

申し訳ございません。再度、A4の資料1ページの方をお願いいたします。

次に、3、土壌調査、(1)調査の必要性ですが、新庁舎の建設に伴い3,000㎡以上の掘削などが発生する場合、土壌汚染対策法第4条の規定によります土地の形質変更の届出が必要となります。この届出の際に、土壌汚染のおそれがある土地では土壌汚染対策法の規定に基づく調査が必要となります。

(2) 土壌調査の実施ですが、新庁舎建設基本計画では掘削などの範囲が3,000㎡を超えないものと想定しておりましたが、基本設計を進める中で、リサイクル工房が地域に開かれ、住民参加、住民交流を促進する施設となるよう検討した結果、来庁される住民の方の利便性に配慮し、通行路の拡充や、より多くの来庁者用駐車場を整備することとなったため、土地の形質変更の面積が3,000㎡以上となったものでございます。

申し訳ございません。いま一度、A3カラー資料の1枚目、配置図(案)をお願いいたします。緑色の点線部分が当初掘削などを計画していた範囲でございます。そして、赤色の点線部分が変更後の掘削などを計画している範囲となります。

すいません。もう一度、A4資料の方へ戻っていただきまして、2ページをご覧ください。よろしくお願いいたします。

次に、(3) 土壌汚染対策法に基づく調査の概要ですが、土壌調査は、対象となる土地の土壌、土壌ガス、地下水を採取・分析して、その土地に汚染物質がないか、基準値を超えていないかを調べる調査でございます。調査の種類には、地歴調査、試料採取等及び詳細調査がございます。今年度は地歴調査を事業範囲としています。土壌汚染対策法に基づく調査は、環境大臣に指定された指定調査機関のみが行うことになっており、環境省から指定調査機関の指定を受けているコンサルタントを活用し、実施したいと考えております。

資料2ページの中ほど、①地歴調査ですが、地歴調査とは資料での汚染の有無の可能性を調査するものでございます。②試料採取等とは、主に地表面について汚染の有無を調査するものでございます。③詳細調査とは、10メートルのボーリング調査により、汚染の深さや地下水汚染の有無を調査するものでございます。

③より下の部分、これより以下は土壌汚染調査のフローをお示しいたしております。

新庁舎建設に伴い、3,000㎡以上の土地の形質変更が必要となりましたことから、今年度に契約予定の指定調査機関の指定を受けているコンサルタントと京都府山城北保健所に指導を仰ぎながら、①の地歴調査を行い、試料採取の範囲及び調査する有害物質の項目を決定します。なお、この地歴調査に係る補正予算を計上し、閉会日に議案提出させていただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

そして、②試料採取等を令和4年度に実施します。試料採取等の結果、資料の右側になるんですけれども、土壌汚染のおそれがない場合、調査は終了します。この場合、新庁舎建設事業スケジュールには変更は生じません。

ただし、資料左側、土壌汚染のおそれありの場合です。③詳細調査を進める必要が生じますので、この場合、議会にお示しをさせていただき、対応させていただきたいと考えております。

4、今後のスケジュールを表にお示しをしておりますので、ご覧おき願います。

説明は以上でございます。よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 この裏面の土壌汚染の可能性がある調査ですね、これをしなければいけないなくなったということで、先ほどご説明ありました。土壌汚染がなければこのままいくということです。土壌汚染があるかどうか調べてみないと何とも言えないと思うんですけど、仮に土壌汚染があった場合、内容にもよりますけど、どのような対策が必要になってくるのでしょうか。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 委員おっしゃいましたとおり、あった場合はの話なんですけれども、例えば、ごみ中継場を現在整備させていただいておりますけども、この場合ですと、汚染物を撤去するというような方法がございます。また、今後、山城北保健所と協議して対応することになるかと思うんですけども、あとは封じ込めという方法で、2通りあるというふうに聞いております。

○池田輝彦委員 分かりました。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。
坂本委員。

○坂本優子委員 これ、まだ実施設計の段階、来年の2月28日までということで契約になっているんですが、土壌調査なんかも行われて、どうもないと、異常ないということになれば、建設はいつから始まってくるんですか。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 議会のご同意をいただくことになりますので、組合の議会のタイミングですと、あくまでも予定ですけども、令和4年10月以降になるのではないかとこのように考えております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 かなり大規模な工事になってくると思うんですけどね。どれぐらいの規模になるか、まだ今よく分からないんですけども、そういう、かなりのトラックの出入りというのがあると思うんですけど、これはどれぐらいあるかなというふうに予測されていますか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 実際、やはり汚染の状況等によって変わってくるのかなというこ

とになりますので、詳細な点についてはちょっと今お答えすることはできません。ただ、今回建てる予定の本庁舎の場所ですが、当初、折居清掃工場があった管理棟の部分です。これまでも、クリーンパーク折居建設のときにも地歴調査等は行っておりまして、そのときは一旦問題がないということになっております。だからといって、今回やって全く問題ないのかということも今ちょっと断言することはできませんが、そういう環境の中で新庁舎の方を建てていくということですので、また具体的に汚染があつて、そういう具体的な対策等が必要になれば、トラックの台数等も判明してきますので、速やかに議会の方にご報告させていただきたいと考えております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 今予測ができないのは当たり前なんですけども、となると、ざっと考えてもかなりの出入りがあるだろうなど。地元の折居台の自治会、町内会なんかとの話し合い、協議とかはどういうふうに進んでいるのでしょうか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 新庁舎に関わる点につきましては、この間クリーンパーク折居の中で、要するに12自治会、周辺の12自治会連絡協議会というのを稼働当初から設置させていただいております。年2回、クリーンパーク折居の工場運転状況を報告させていただいております。そういう中で、本庁舎がこちらの方に移転しますよというご報告についても一定させていただいています。よって、この委員会でご説明した土壌調査等についても、今後しっかりと12自治会の方にはご連絡をさせていただきたい、ご報告させていただきたいと考えております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 それは土壌調査の結果もやし、工事が始まってから、どういう規模でトラックの出入りがこれぐらいあつてということも、工事の進捗状況とかも含めて報告されていくということによろしかったですか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 そのとおりさせていただきたいと考えております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

それともう一つ、この設計を見ていて思ったんですけども、リサイクルの場所がガラス工房とか衣服工房とか設置されていて非常にいいんですが、搬入されたときはどこ

にこれを置いておくんでしょうか。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 運営方法については、まだまだこれからの検討になるんですけども、例えばリユースコーナーですと、向かいに倉庫という形で、こちらに倉庫をご用意させていただいております。基本的に来庁される住民の方々、研修コーナー1、研修コーナー2というところで体験をしていただくということになるんですけども、例えば、自転車工房作業室などを見ていただきますと、そこにデッキというところがございますし、一旦ここで仮置きなどというような形でこの辺の作業室も一旦その貯留場所、仮置きというような形では検討できるのかなというふうには考えておりますが、この辺に関しましては、現状エコ・ポート長谷山の実際に工房を担当しておる職員と、あとスタッフさん含めてこれから協議をしていくと。実際の協議は進めさせていただいているんですけども、そういうような形で、運営に向けては検討させていただきたいというふうに考えております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 今リサイクル意識がかなり高まっていて、かなり持込みがされるかなというふうに思ってますので、よろしくお願ひします。

最後なんですけど、土壌調査の関係で、コンサルのところで委託してやっていくということなんですけど、それはどうなんですか、競争入札とかでコンサルを選ぶんですか。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 組合の指名登録業者さんの中に指定機関ということで数社おられますので、競争入札の方で決定してまいりたいというふうに考えております。

○坂本優子委員 分かりました。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

ないようですので、2点目のボトルt o ボトルリサイクル事業の実施についての説明を求めます。

エコポート長谷山所長。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 それでは、資料に基づきまして、ボトルt o ボトルリサイクル事業の実施についてをご説明させていただきます。

まず初めに、本事業の概要でございますが、1の概要でございますとおり、現在、構成3市3町から回収されたペットボトルは、本組合で選別、圧縮した後に国の指定法人

であります日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化をしております。

このたび、令和4年度からはサントリーグループが実施するボトルt oボトルリサイクル事業で資源化することを計画しております。ペットボトル以外の清涼飲料の容器、例えばアルミ缶は繰り返しリサイクルすることができますが、現在処理をしているペットボトルのリサイクルは、ほとんどがシートや繊維に再生されているというのが実態でございます、最終的に不要になったものは焼却や埋立処分ということになっております。このボトルt oボトルリサイクル事業は、使用済みのペットボトルをペットボトルに繰り返し再生する事業でございます、半永久的にペットボトル容器を再生利用するものであります。

資料中ほどのイメージ図をご覧ください。

こちら、左上、組合管内の住民の方から分別排出されたペットボトルは、各市町が収集しまして、本組合のエコ・ポート長谷山に搬入されます。エコ・ポート長谷山で選別後、圧縮成型をして、今回サントリーグループ指定のリサイクラー、再生事業者へ引き渡します。こちらの工場の方でプリフォームと呼ばれるペットボトル素材が製造されます。プリフォームとは、こちら、写真にもありますとおり、直径2センチ、長さ10センチぐらいの試験管のようなものになります。そして、このプリフォームが城陽市にありますサントリー宇治川工場に送られまして、こちらの工場で、このプリフォームに熱を加えて膨らませてペットボトルに成形して、そこに飲料を充填して使用されます。このサントリー宇治川工場で新たに生まれた製品が管内を中心とした地域で消費されて、再びペットボトルとしてリサイクルされるという資源循環の仕組みができます。

続きまして、2の業者選定でございますが、(1)のとおり、このボトルt oボトルリサイクル事業は、本年4月にサントリー宇治川工場からご提案をいただいたことから検討を開始したものでございます。その後、(2)のとおり、本組合の指名登録業者の中で事業の実施が可能かどうか検証を行いました、サントリーグループと同じ提案で対応できる業者というものは存在しませんでした。さらに詳しく説明しますと、(3)のとおり、組合のペットボトルを全量処理すること、それから確実にペットボトルに再生すること、それから、現行の売却単価と相応する金額で買い取ることができる業者というものは、現時点ではサントリーグループだけであることが分かりまして、今回、ボトルt oボトルリサイクル事業を実施する判断に至ったものであります。

ボトルt oボトル事業の実施効果につきましては、資料裏面、3の事業効果の方に記載のとおりでございます、まず、(1)のとおり、この事業は持続的なリサイクルにつながり、また、地元の工場で再生されるために、目に見える形の資源化として住民の方々のリサイクル意識向上への啓発効果が大きいというふうに考えております。

次に、(2)住民行政、事業者が一体となって組合管内における持続可能な循環型社会形成の推進に寄与することができるものというふうに考えております。

最後に、(3)なんですけども、製品化の過程において化石由来燃料の使用量削減が図られ、二酸化炭素排出量の抑制につながり、環境負荷の軽減に寄与することができるものというふうに考えております。

最後に、4、その他でございますが、本事業の実施に当たりましては、サントリーグループと協定書の締結を予定しております。また、協定の内容は、持続可能な地域づく

りの推進に関する協定としまして、ボトルt oボトルリサイクル事業を基盤としまして、地域の資源循環型社会の形成に向けた環境学習・環境啓発についても連携・協力する内容としたいというふうに考えております。

なお、ペットボトルの売却単価は、近畿圏で日本容器包装リサイクル協会に引き渡している団体を参照しまして、本組合の品質条件に見合った金額を単年度ごとに決定することとしておりまして、細部の条件については、引き続き協議をしていくこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご指導賜りますようお願いいたします。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 お聞きしている限り、非常にいい取組だなというふうに思っております。これ、同じような事業を他団体でもやっているような実績とか、そういったのはあるのでしょうか。

○丸山久志委員長 別所エコポート長谷山所長。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 今回、我々、サントリーグループの方からご提案をいただきましたが、我々の協定締結になりますと全国で10例目ということになります。あとは、報道で知る限りなんですけれども、伊藤園さんなんか2つの自治体と協定締結されているというような状況になっています。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 10例目ということで、先行してやっているところもあるということなので、様々な検証もしてるのかなと思うんですけど、事業効果、いいことが載っているんですけど、仮にデメリットもしくはデメリットまでいかななくてもこういった課題もあると、そういったようなことはあるのでしょうか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 デメリットの点につきましては、地産地消的な取組ということで、要するに、住民の管内の人が地域でペットボトルを消費され、そしてまた宇治、城陽市の工場にペットボトルに戻っていくという、まさに循環型社会を実感していただける、目に見えるリサイクルの在り方かなということを非常に期待しております。そこを期待しておりますが、それが本当にそこまで浸透できるのかどうなのかというのは我々の今後の課題かなと思っていますし、また、それが住民さんの意識向上につながらないということであれば、それは1つのデメリットと言えるかなというようには認識して

おります。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 何で聞いたかというたら、やはり啓発が非常に大事なのかなというふうに思っております、皆さんがこれに前向きに取り組んでいただけたら、他のリサイクルがものすごく頑張っている自治体に聞きますと、やっぱり住民パワーがすごいということです、住民参加でこれが大成功するように啓発していかなければいけないかなと思うのと、やはり回収したときに、品質を上げようと思ったら、やはり汚れているとか、ちょっとこう、何でもいいというわけじゃないと思うんですね、ペットボトル。その辺りの選別とかあるかと思えます。

最後に、単価のことを言われましたけど、ここに本組合の品質条件に見合った金額を単年度ごとに決定すると。これ、決定権がこちら側にあるということなんですか。

○丸山久志委員長 別所エコポート長谷山所長。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 今現時点ではサントリーグループさんの方からこういうご提案をいただいているところでして、そこを引き続き、ちょっと細部の方、条件を協議していきたいと。ベースにつきましては、基本的にはサントリーさんからのご提案に基づいて協議をしていくということになっております。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 今リサイクルをやっているところでも品質によって高い安いがあるということなので、やはりいい品質でないといい単価にならないのかなと思うと、やはりきれいなペットボトルを提供していただくということが一番いいのかなと思います。住民さんが、ある面、飲み終わったら1回洗って保管して出していただくということが事業の成功、また単価につながっていくのかなと思います。やはり啓発が大事なのかなと思いますので、またその辺りの取組もよろしく願いいたします。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 私も関連した質問になるんですけども、この事業、いい事業やなと思うんですけども、今回回収しているペットボトル、これ全部、その行き場所というのはどういふふうになっています、現行では。

○丸山久志委員長 別所エコポート長谷山所長。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 今現在は日本容器包装リサイクル協会の方に引き渡しておりまして、そこで落札した業者が再商品化を行っているんですけども、現在はシートでありますとか繊維にリサイクルされているということで確認をしております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 例えば100個回収して100個全部処分できているんですか、そういうふうに。取ってもらえているんですか。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 現状は、組合に搬入されたものを選別しまして、大体9割ぐらいを容器包装リサイクル協会に引き渡しているというのが現状になっていまして、その引き渡した分は全量リサイクルされているというふうに認識しております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 あとの1割の処分というのはどういうふうになっているんですか。

○丸山久志委員長 別所エコポート長谷山所長。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 不適物を取り除いたペットボトルのキャップは、キャップとしてリサイクルに回しております。あとは、ペットボトルでないものとか汚れているもの、それからごみ袋に出された袋、そういったものは我々の焼却ないしは埋立処分をしているという実態になっております。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そしたら、サントリーさんとの契約は、その9割のところを対象に契約していくということで考えていいんでしょうか。

○丸山久志委員長 別所エコポート長谷山所長。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 簡単に申し上げましたら、引渡し先が日本容器包装リサイクル協会からサントリーグループに変わるということで、全く同じ資源化の方法になります。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。

単価の関係で、ちょっと聞いてたら、気が弱いなという感じがしたんですけどね。ぜひ洗浄する、分別やらいろんなでも障害者の人たち、施設のところで協力いただいて

やっているかと思うんですよね。やっぱりすごく人の手がかかっているということも考えて、強気で交渉していただきたいなと思います。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

増田委員。

○増田 貴委員 私は城陽市の市議会議員なので、サントリーの宇治川ということでやっていただくのは、本当にありがたいと思うんですけども、これ、ちなみに参考のためにお聞きしたいんですが、今空き缶が物すごく価格が上がっているわけなんですね。ですから、ペットボトルの価格が、これ変動というのはいいいんですか。その辺。

○丸山久志委員長 別所エコポート長谷山所長。

○別所尚紀エコポート長谷山所長 やはりペットボトルの価格も経済状況に応じてかなり変動はあります。今現在は1トン当たり4万円ぐらいで推移しているんですけども、それが3万円ぐらいに下がったりとか、そういうような状況はあります。ただ現状、各飲料メーカーでボトルt o ボトルリサイクルがこれから進んでいくという状況の中で、やっぱり買取り価格というのは、現状大分上がってきているというふうなことで把握しております。

○丸山久志委員長 増田委員。

○増田 貴委員 ありがとうございます。今各委員さんの方からも、先ほど、できるだけペットボトルもきれいな状態であればコストもかからなくて済むというふうな形がありますので、できましたら、こういった形で今現在やっているのと、そして企業さんの名前を入れていかどうか分かりませんが、やはり地産地消ということで、有効に活用しているというようなことでPRとか、冊子か何かに書いていただいたら、私らの方もそれを周囲の皆さんに行き渡るような形でやっていきたいと思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○丸山久志委員長 ないようですので、3点目のクリーン21長谷山長寿命化事業等についての説明を求めます。

川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 それでは、クリーン21長谷山長寿命化事業等についてをご説明させていただきます。

まず、1、クリーン21長谷山長寿命化事業の説明に入ります前に、こちら資料には記載がございませんが、これまでの取組につきまして、まず簡単にご説明をさせていただきます。

クリーン21長谷山は、施設稼働後15年が経過いたしております。ごみ焼却施設の一般的な供用年数がおおむね20年から25年程度と言われていることを考慮しますと、今後の長期的な施設稼働に際して、各設備機器の経年劣化の進行が懸念されるところでございます。

環境省では、施設の性能が低下する前に機能診断を実施し、施設の保全対策や延命化対策を行うことにより既存施設の長寿命化を図り、併せてライフサイクルコストを低減させることを推奨いたしております。これらを踏まえ、今後ごみ焼却処理を円滑に推進するため、クリーン21長谷山長寿命化総合計画を令和2年度に策定いたしましたところでございます。

それでは、資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

1、クリーン21長谷山長寿命化事業の(1)整備方針ですが、クリーン21長谷山長寿命化総合計画策定業務におきまして、クリーン21長谷山の今後の対応方針につきまして、①従来どおり25年で施設更新、クリーン21長谷山そのものを建て替える場合、②毎年度、施設保全計画に基づく定期点検整備工事、これは例年実施しておりますオーバーホール工事のみを実施する場合、③毎年度、②のような維持管理をした上で延命化計画に基づく基幹的設備改良工事、延命化対策工事を実施する場合の3つのケースを令和23年度まで35年間使用する想定とし、比較をいたしました結果、③が最も費用対効果が大きいことを確認いたしました。

基幹的設備改良工事は、ごみ焼却施設を構成する重要な設備や機器について大規模に改修し、施設の延命化・長寿命化を図るものでございます。また国庫補助金も活用できますことから、分担金の抑制が図れるものと考えております。今後は、令和2年度に策定しましたクリーン21長谷山長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良工事を実施することといたします。

続きまして、(2)基幹的設備改良工事の概要ですが、工事実施期間は令和5年度から令和9年度の5か年を計画しております。改良範囲につきましては、資料1ページ、(2)基幹的設備改良工事の概要、表の中の上から2段目の方、改良範囲に記載のとおりです。受入れ供給設備、燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備など、ごみ焼却施設の主要な設備でございます。

基幹的設備改良工事の目的や効果ですが、劣化が進行している設備・機器及び耐用年数に達する、または既に達しているものについて整備・更新を行うことで、長期的なクリーン21長谷山の安定運転の継続を実現するものでございます。また、電動機の高効率化やインバーター等の採用により、二酸化炭素排出量の削減を図るものでございます。

延命化対策、基幹的設備改良の工事の実施に伴う二酸化炭素削減量は、現計画段階ですけれども、15.4%を見込んでおります。

事業費につきましては、概算で約5.3億円と計画いたしております。

次に、(3) 国庫補助金の活用検討ですが、基幹的設備改良工事を実施することで、排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されるものについては交付率3分の1の循環型社会形成推進交付金、または、二酸化炭素の量が5%以上削減されるものなどは交付率2分の1の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金とに大別されます。現段階では二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用を検討いたしております。

資料2ページ、上段です。補助金の採択、交付要件をご覧くださいたく願います。

①国からのほかの補助金を受けていないこと。これはクリーン21長谷山の売電に係る固定価格買取制度を活用した売電を行わないものであることを含みます。②基幹的設備改良工事による二酸化炭素排出量割合が5%以上。③補助金額における費用対効果、29万8,000円/t-CO₂以下が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付要件となっております。

①に関しましては、詳細な検討を改めて行うものの、現在の固定価格買取制度による売電よりも補助金を活用する方がメリットが大きい見込みとなっております。また、②及び③に関しましては、既設メーカーへの技術ヒアリング等により達成可能と考えております。

なお、クリーン21長谷山長寿命化事業を実施する場合のスケジュールを(4)の表にお示しいたしております。

続きまして、2ページ中ほど、2、奥山埋立処分地及び奥山排水処理施設の今後の在り方についてでございます。

まず、(1) 奥山埋立処分地及び奥山排水処理施設の概要ですが、奥山埋立処分地は、昭和48年度に埋立てを開始し、平成14年度に埋立てを終了いたしております。現在は処分地廃止までの維持管理を行っておりますが、維持管理基準で定めた厳しい放流水質基準値など様々な要因により、埋立終了後18年以上経過しているものの、廃止の見通しが立っていない状況にあります。

奥山排水処理施設は、処分地からの浸出水を処理するために、昭和53年度から稼働して以来43年が経過しており、老朽化が進んでおります。

続きまして、(2) 奥山埋立処分地浸出水抜本対策の検討ですが、処分地の埋立終了後数年間は、浸出水対策等に係る様々な調査検討、対策工事等を行ってまいりましたが、その後、数年が経過する中で排水処理施設の老朽化が進行しております。また、処分地の廃止まで相当の年月を要すると考えられますことから、令和2年度に排水処理施設の整備を含めた抜本対策について、コンサルタントを活用し検討いたしました。

浸出水の抜本対策について、コンサルタントから次の3つの案の提案を受け、総合評価を行いました。

3ページに入ります。

①施設更新。新たに排水処理施設を建設する。②基幹的設備改良。主要な設備・機器を改良、更新して使用する。③外部処理。浸出水処理を外部に委託する。また、いずれの案を採用する場合でも、処理の安定性やゲリラ豪雨対策として調整池を増設することといたします。

総合評価の結果は、資料3ページの対策案別比較表のとおり、①の施設更新、新たに

排水処理施設を建設することが老朽化対策として最も効果的であり、他の案と比べて30年を超える長期の運営が可能であるため、費用対効果も優れているとの見解が示されました。

次に、(3) 奥山埋立処分地の廃止に向けた検討ですが、奥山埋立処分地浸出水抜本対策を検討した抜本対策報告書において、排水処理施設の建替えのための建設費が約20億円とお示しいたしました。しかし、廃止の見通しが立っていない現状において、処分地が廃止になるまでの間、その都度、施設の建替えを行うことは経済性に乏しく、効率的ではないことから、さらに精査・検討いたしました。

そこで、一般的に最終処分場、これは埋立処分地のことですがけれども、最終処分場の安定化が図られると処分場の廃止が可能となります。安定化と申しますのは、処分地内に埋め立てられた廃棄物の性状が安定することで、処分地から出る排水の水質や処分地内で発生するガス等が周辺環境へ影響を与えないと認められる状況になることです。

現状の処分地は、埋立終了から18年以上経過している中で、目立った処分地内の沈下もなく、浸出水の水質もある程度安定化が進んでいるものと考えております。処分地が廃止できれば、排水処理施設の維持管理も不要となることから、次年度は改めて処分地の廃止に向けた検討を行い、廃止に向けた課題等の抽出や廃止までに要する期間の検討を併せて行いたいと考えております。

なお、排水処理施設の建替えについては、廃止までの期間や廃止に向けた課題等を整理した上で、改めて整備方針を明らかにさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 すいません。最初に、クリーン21長谷山の長寿命化ですけども、国庫補助金の活用の検討ということで、2種類の補助金の交付率とかが載っているんですけど、これ、上限とかはあるんですか。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 説明資料2ページの、先ほどご説明申し上げました交付要件の中に、補助金額における費用対効果、29万8,000円/t-CO₂以下ということがございまして、補助要綱とか、そういうマニュアルがございまして、マニュアル上、補助金額の算出と申しますのが、その費用対効果29万8,000円に事業実施における年間CO₂削減量、それに延命化する年数ということで、ちょっと複雑な計算式があるんですけども、大体その計算式で申しますと約39億ぐらいが上限になってくるのかなというふうに考えています。

ただ、組合の場合、今現状の計画ですけども、現状の計画に照らしますと約23億円という補助金になっていますので、一応この③の方の補助金額における費用対効果の

これ以下というのは、今のところ達成しているのかなというふうに考えております。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 分かりました。

この3案の中で基幹的設備の改良工事が一番費用対効果が高いということになって
います。この表を見ると、数値的には少し3案の方が一番安いと、費用がかからないと
いうことですが、この2番の、普通よく様々な機械設備、オーバーホールして、悪か
ったら悪いところを換えていくというのがオーバーホールだと思うんですけど、基幹
的設備の改良工事も当然点検も必要だと、118億円。その上で改良工事が53億円。
オーバーホールして悪いところを換えていくというのと、この基幹的設備の改良工事
というのは、もう最初からここが悪いところをぼんと換えてしまって、あと定期的な点
検をしていくという、この辺りがちょっと分かりにくいんですけど。異論はないんです
けど、もしご説明あったらお願いしたいと思います。

○丸山久志委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 まず、オーバーホール工事ですけども、おっしゃっ
たように、基本的には消耗部品などを換えていきながら、その設備が消耗品の交換では
対応が難しくなってきたら、大きく部品を交換していくというような対応をするとい
うところで、基幹的設備改良工事というのは、基本的にはそれでもまだ駄目な場合、機
械ごと換えないといけないというような場合には、オーバーホールでも機械ごと換え
るということはあるんですけども、基幹的改良工事のところはそれを計画的に実施し
ていくという考え方に立っておりますので、ここで一度にいろんなところをやった方
が長い年月で見たときに安く整備できていくだろうというようなものを取り上げてい
きながら、計画を組みながらやっていくというようなもの、ちょっとその辺に違いがあ
るというふうに思っております。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 分かりました。

あと、この説明書、計画の概要版の説明書の9ページ、留意事項のところ、基幹的
設備改良工事は施設を運転しながら工事を実施するというので、よく機械の工場の
オーバーホールとかも、全部停止して、一定期間停止してオーバーホールとかするん
ですけど、運転しながらというのは、ちょっと施設の内容が詳しく分からないのであれ
ですけど、止めてしまった方が安全というか、工事がすごく安全にできるけど、運転し
ながらというのは非常に危険度が増すのかなというふうに、ちょっと素人ながら思
うんです。この辺り、運転しながらということで、事故のないように、これを実施
するのであればやっていただきたいなというふうに要望しておきます。

あと、この奥山の処分地の件ですけども、廃止ができれば一番いいんですけども、廃

止できる状態にないということで、18年経過しているけど、まだ少し時間がかかると。1番の施設更新が一番いいという判断になるということですけど、一般的に、これ、更新したら30年さらに施設が使えるということで、18年たって、今のやつが古くなったと。今度建て直したら30年使える。今まだ廃止できる状態に水質がなってないということですけど、まだまだそれは読めないんですけど、更新して30年耐用年数はあるんですけど、一定何かそのデータの的にこのぐらいまでには廃止できるんじゃないかみたいな、予測みたいなのはあるんでしょうか。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 排水処理施設等のこのような検討というのは行ってきたんですけども、そもそも処分地の検討というのはこの間行っておりませんで、実はもう終了しているということは、処分場は今使っていないという状況なんです。使っていない、焼却施設でいうと動いてない施設に維持管理だけに費用がついているというような状況になりますので、動いてない処分場の、例えば基準が本当に妥当なのかとか、今委員からご指摘がありましたように、おおよそどれぐらい廃止の年月がかかるんだということも含めて、来年度はその辺をきっちり検証していきたいというふうに考えております。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 すいません。ちょっと聞き方が悪かったかと思うんですけど。ちょっと方向性を変えますけど、要は、もしかしたら、あと少ししたら廃止できるかもしれないと、その上で、まだ少しやっばりかかるとなったときに建て替えようか、こういう考え方でよろしいですね。分かりました。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

坂本委員。

○坂本優子委員 クリーン21の関係でも多額のお金がかかってくるという、その辺、国のいろんな補助金を使ってやっていこうということで頑張っていらっしゃるということはよく分かります。どうしたってやっばり老朽化してくるし、その施設をどういうふうに維持管理、ちょっとでも長もちさせて使っていくかということで、本当に。自分の家だったら、多少傷んでも何とかあれだけで我慢できるけど、こういう重要な施設であれば、放っておくわけにもいきませんので、3市3町の住民の関係もありますし、放っておくわけにもいかないから、いろいろやっばり点検して考えていただいているというのを非常に心強く思っているところなんですけど、いかんせんすごいお金がかかるということで、ちょっとお聞きしても、もう頭が痛くなってくるんですけどね。どないなるんやろうという感じで思っているんですけども、でも、老朽化したらやっばり何とかせなあかんというところで、積極的に取り組んでいただいているなというふうに思っております。

そういうことなんですけども、①から③までの案が出ているんですけど、他市の方にいろいろありますけども、これ、①②③で③が一番メリットが大きいということで書かれているんですが、①の場合はこれぐらいかかってあまりメリットがないと、②の場合もこういうデメリットがあって、③の場合はこういうメリット、デメリットいろいろあって③を選ぶという、そういう何て言うのかな、ぱっと見て分かる、そういうのをまた頂けたらなというふうに思ってるんですけども、そういうことは可能でしょうか。総務委員会、また別になったかな。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 概要版をご送付させていただきました。すいません、4冊も送らせていただきました。その中の6ページに費用対効果の表が掲載されておりますので、一度ちょっとそちらの方をご覧いただきたいかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 分かりました。すいません。これはまた出てくるんですね、委員会の中に、報告とかいろいろ出てくるわけですね。そのときにまたいろいろとお聞かせ願ひたいなと思います。進捗状況も逐一報告されるかと思ひます。

それで、奥山の関係なんですけど、今使ってないと。休止しているというか、そういう状態のところなんですけど、毎年ゲリラ豪雨とか、いろいろ起こりますよね。今まで想像していなかったような異常気象が起こっているんですけど、そういうのにも大丈夫なんでしょうか。

○丸山久志委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 奥山の方なんですけども、平成27年度なんですけども、当時、議会の方にもお示しをさせていただきました、調整池というのを設置させていただきました。それはゲリラ豪雨対策の一環ということで、1,500m³ですけれども、調整池を設置させていただいております。ただ委員おっしゃいましたように、今年はちょっとすれすれまで行かまして、何とか、その後降雨量も少なくなっていますので、順調に処理ができているという状況です。奥山の方はそういう池の方を設置させていただきましたので、何とか維持管理できているのかなというふうに考えています。

○丸山久志委員長 坂本委員。

○坂本優子委員 そうですよ。あの調整池を造ったということでされているんですけど、想像がつかない、そういう気候なので、これからどうなのかなと。一応休止というか、そういう動いてないということで、維持管理の関係でもお金がかかるのでどうなのかな

というあれもあるんですけども、やっぱり長期的にもうちょっと慎重に検討していただきたいなど、要望しておきます。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

ないようですので、4点目のごみ焼却施設（クリーン21長谷山）の排ガス中の水銀濃度測定の結果についての説明を求めます。

川戸クリーン長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 それでは、資料に基づきまして、ごみ焼却施設の排ガス中の水銀濃度測定結果についてをご説明させていただきます。

まず初めに、1、現状のところですが、(1)のとおり、大気汚染防止法の改正により、平成30年度から廃棄物焼却施設から出る排ガスの水銀濃度の規制が開始されました。

(2)ですが、この大気汚染防止法の改正による水銀規制の趣旨は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減することであるため、水銀濃度の基準値についても、水銀等の大気排出量をできる限り抑制することを目的に設定されております。

また、(3)のとおり、定期測定におきまして排ガス中の水銀濃度が基準値を超過した場合は、大気汚染防止法により3回以上の再測定が義務づけられており、初回の測定を含む計4回以上の測定結果のうち、最大値と最小値を除いた値の平均値により評価を行うこととなっております。

(4)のとおり、この平均値が基準値を超過した場合は改善のための対策を行う必要があり、対策されるまでの間、施設を停止する必要があるため、ごみの焼却処理を行うことができなくなります。

全国の一般廃棄物処理施設の状況といたしましては、(5)のとおり、令和元年度の環境省の発表データですが、全国で約80施設が定期測定で基準値を超過しており、そのうち数施設が再測定の結果でも基準値を超過し操業停止となっております。

(6)のとおり、操業停止となった市町では、その間のごみの排出抑制を住民の皆様にお願ひし、その間に水銀が含まれる廃棄物の分別の徹底や多額の経費をかけて処理施設の改善を行うことを余儀なくされております。

このような現状の中、2、水銀濃度測定結果についてですが、これまでの水銀濃度の測定結果は最大でも $0.15 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ と、基準値を大きく下回っておりましたが、(1)のとおり、8月19日に採取したクリーン21長谷山の排ガスの定期測定において、基準値である $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超える $290 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ の水銀濃度が検出され、9月7日に分析機関から報告を受けております。

そのため、大気汚染防止法施行規則の規定に基づき、3回の再測定を実施しております。

再測定の結果は、(2)の表に示しておりますとおり、いずれもその分析法で正確に測定できる最低濃度であります定量下限値未満の数値であり、初回測定を含む計4回の測定結果のうち、最大値と最小値を除く値の平均値も $0.07 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ と、基準値を

クリアする結果となっております。

なお、(3) のとおり、定期測定での水銀濃度 $290 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ については、大気汚染防止法の基準値の設定方法が水銀等の大気排出量をできる限り抑制することを目的に設定されたものであるため、一時的に基準値を超過したことで周辺環境や人体に影響するというものではありません。

また、(4) のとおり、水銀濃度が基準値を超過した原因につきましては、水銀は焼却処理の過程で生成されることはありませんので、搬入されたごみの中に多量の水銀を含む廃棄物が混入したことが原因であり、今回の場合は、裏面の2ページ目(5) のとおり、少なくとも 40g 以上の水銀が混入したと考えられます。これは水銀血圧計に含まれる水銀量に相当するものとなります。

次に、今後の対策について、3、水銀使用製品廃棄物の分別に記載させていただいております。

ごみ焼却施設では、水銀が入ってしまうと排ガスや排ガスに含まれる灰であるばいじんと一緒に排出されてしまうため、水銀使用製品廃棄物を分別し、ごみ焼却施設に入らないようにすることが最も有効な対策となります。

そのため、(1) のとおり、これまでも構成市町との担当課長会議において水銀を含む廃棄物の分別の徹底について情報共有しながら取り組んできましたが、引き続き、住民の皆様への啓発や回収方法について協議を進めていきたいと考えております。

啓発については、(2) のとおり、当組合のホームページやエコネット城南等でも、水銀を含む廃棄物が焼却施設に入ってしまった場合、施設の操業停止もあり得ることを説明しながら啓発に努めていきたいと考えております。

また、(3) のとおり、事業活動に伴い排出される水銀を含む廃棄物は産業廃棄物となるため、展開検査等での監視や聞き取りを行うなど対応を強化していくほか、(4) のとおり、水銀を多く含む製品として、水銀血圧計や水銀体温計、歯科医で歯の詰め物として利用されるアマルガムがありまして、医療機関等で使用する製品に多く見られることから、医療機関等へ啓発ビラによる啓発も検討しております。

以上、ごみ焼却施設の排ガス中の水銀濃度測定結果について説明とさせていただきます。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

岡本委員。

○岡本里美委員 お願いいたします。今回、令和3年8月19日にこれだけの基準値を超える数値が出ましたけれども、この前にもそういったことは起きているのならば、いつ、こういった数値、超えた数値が起きたのか教えていただきたいと思っております。

○丸山久志委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 これまで平成30年度から測定の方を開始してお

りますが、これまでの最大値でも $0.15\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ということで、基準値を大きく下回っているということで、今回が初めて超過をしたということになります。

○丸山久志委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 原因が血圧計や大量の水銀体温計が混入したということなんですけれども、ちょっとどういったものか、水銀血圧計というのがあれなんですけれども、これはご家庭で使われているようなものなのか、特定の病院でしかないものなのか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○丸山久志委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 水銀血圧計と申しますのは、基本的にはお医者さんであるとか看護婦さんが使用される、エアポンプでしゅぼしゅぼと空気を入れながら使うものですので、ご家庭で一般の方が使われるということは少ないのかなというふうには考えております。ただ、例えばですけど、看護学生さんが研修中に持っておられて、家に保管されているというようなケースなんかは想定されると思います。

○丸山久志委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 分かりました。そうしましたら、家庭から出たごみの中にこういったものが入っていたかもしれないということも考えられますので、今後の啓発ということをきちっとしていただいているということです。ごみの中に出て行って、まさかそういったものが含まれているということが分からない部分もありますので、やはり啓発をしていただいて、そういったものは出さないという、ビラ等によることを検討していただいていると思いますけれども、広く周知していただきたいと思います。分かりました。以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 基準値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 、ちょっと単位がややこしいんですが、50の基準値で、今回290。ただ、この290に関しては、環境、人体への影響はないということなんですけど、この基準値の50、それで今回290でも影響はない。この辺りをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○丸山久志委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 今回の大気汚染防止法の改正につきましては、水銀が地球規模で考えたときになるべく排出を抑えていきたいと思いますところを基準

につくられております。基本的には通常の排ガスの基準値ですと、周辺環境にこれぐらいだったら耐えられるだろうというのを逆算して、煙突からこのぐらいまでですよという出し方をするんですけども、基本的に水銀についてはなるべく抑えましょう、焼却施設であればこれぐらいまで抑えられるでしょうということを考えてつくられているところですので、かなり低く設定されているところから、一時的に基準値を超えたからといって周辺に影響をすぐに及ぼすというものではないというふうに理解しております。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 分かりました。

今のご説明で分かったんですけど、しかしながら、1回目の測定で基準値を超えて再測定でも出ると操業停止になる、これ、結構厳しいなと思います。操業停止となったら、ごみも出してもらおうとなかなか困りますし、様々な経費がかかるということで、なっている自治体も現にあるということですね。これ、停止している間、結局、焼却できない、ごみはたまる一方ということで、もしそうなったら大変だなという感じなんですけど、他団体の状況なんかは、そうなったときの自治体の様子なんかは、どんな状況になるんですかね。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 全ての自治体さんの状況を私は承知しておりません。ご了承をお願いしたいというように思います。

ただ、この水銀の基準値を超過した場合、まず、その施設側に問題があったのか、搬入物に問題があったのかということを検証するということになってきますので、クリーン21、クリーンパークもそうですけども、2炉、2つの炉が備わってまして、基準値を超過した炉が一旦操業停止になるということですので、その間は1炉は稼働は可能やという事例を私は承知しております。ただ、それが現実に超過した場合に保健所さんの方がそれでいいよと言ってくれるのか、いやいやそれは違うでしょうと、それは搬入物に問題があるんでしょうということになれば、2つとも操業停止ということも十分あり得るのかなと私どもは認識しております。

今回につきましては、その原因になるところ、またはこの超過に関しての人体への影響につきましては、当組合が委嘱しております京都大学の高岡教授にもご相談をさせていただいて、高岡教授からの見識を踏まえた結果でご報告をさせていただいておりますので、一旦基準値がオーバーしたことについてはご安心いただきたいと思っております。

以上です。

○丸山久志委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 分かりました。

裏面にあるように、血圧計もしくは大量の体温計、なかなか一般家庭で大量の体温計というのは考えられない。そう思うと、今言われたように医療機関の確率が高いのかなというふうに思います。私たちが今聞いて、私個人的には水銀体温計を勝手にぼいと捨てちゃ駄目だねというのがすごく分かったんですけど、一般家庭でも迷うときがあります。この電池どうしたらいいんだろうとか、特に体温計とか、割れものなのか何なのかということ。独自の回収方法があるということですので、一般家庭へのまず啓発と、あと、普通、医療機関は、歯科医もそうですし、医療機関がこういったのはどのように処分しているのか、あと、医療関係者ですよね、今お話ありました医療関係者の方が個人的に持っているようなものとか、そういったところの医療機関での啓発もしていただきたいと思うんですけども、医療機能的には独自の回収方法があるんでしょうか。

○丸山久志委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 医療機関から出てくる、そういう水銀を含んだ廃棄物というのは、基本的には産業廃棄物ということになりますので、特に最近は水銀の規制も厳しいですので、水銀を処理できる業者さんに独自ルートを持っていただくということが基本になるかなと思います。

○池田輝彦委員 分かりました。結構です。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。
横須賀委員。

○横須賀生也委員 排ガスの定期測定によって今回の水銀のことが発覚したということですけども、この定期測定というのはどれくらいの頻度で行われているんでしょうか。
1点お願いします。

○丸山久志委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 定期測定につきましては、各炉ごとですが、年3回行っております。こちらの方は、排ガスの量とか、施設の在り方、施設の状況ですね、これに応じまして測定頻度というのが決められておりますけども、クリーン21につきましては年3回ということになっております。

○丸山久志委員長 横須賀委員。

○横須賀生也委員 ありがとうございます。

定期ということで3回ということなんですけど、自動測定でその値が測れるとかということは将来的にされる予定なのかどうか、それをお願いします。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 確かに装置的には自動測定というのもございます。しかし、その装置を設置することによって多額な経費がかかるというのも確かであります。今までご報告させていただいたとおり、この法規制が平成30年度からありまして、クリーン21の方では初めてということで、住民さん方々についてはやっぱりご理解をいただいて分別していただいているのかなというように私どもは理解しております。ただ、今回、初めてこの数値が出るような水銀が入っていたと判断できますので、いま一度、住民啓発、または構成市町と連携して、分別のありようなりを模索しながら徹底していきたいなど。その次に、また自動測定の件とか、こういう事案が続きましたら、それは検討することになっていくのかなというように今のところ考えております。

○横須賀生也委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 質問ではないんですけども、要望といたしましてなんですが、私は集合住宅に住んでいるんですけども、やはり外国人の方とかがすごく多くなっているんですね。私とかやったら今こういうふうの説明を受けて、ああそうなのとか、いろいろすごく分かるんです。先ほどのペットボトルの話なんですけど、やっぱりキャップをつけたままとか、ナイロン袋に全部一まとめにして出しているとか、汚れたまま出してはるとか、見つけたら私もこれはこういうふうに出すんですということも積極的に言うようにしているんですけども、やはりそういう写真とか絵とか、そういうふうなので、言葉ではなかなか分かりづらい。何か見て分かるような形であったりとかするとすごく分かっていただきやすいのかなと思います。分かりやすく啓発していただいていると思うんですけども、いろんなことを模索しながらと先ほどもおっしゃっていただいていたように、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひまして、意見というか、要望としてお願ひいたします。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○丸山久志委員長 特にないようですので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありまし

た場合は委員長において精査いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時20分閉会